

## 第22回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年9月25日(金)午前9時00分から午前9時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(20名)

会長 22番 登坂 賢治

会長職務代理者 21番 大沼 藤一

委員 1番 平 知恵子、 3番 黒澤 一利、 4番 寒河江利廣、5番 鈴木 秀男、  
6番 米野 則雄、 7番 新野 勝廣、 8番 須貝 寿裕、9番 金子 秀美、  
10番 細谷 則雄、11番 高橋 睦子、 13番 山田 良一、14番 加藤 敏之、  
15番 佐藤 総一、16番 小形 耕一、 17番 江袋 實、 18番 星野 廣志  
19番 新野 庄右エ門、 20番 牛谷 清海

(欠席委員:2番 井上 要一、12番 内山 雄次郎、)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第28号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あつせん委員会審議結果報告  
について

第 5 報告第29号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 6 議 第 97号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第 98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 8 議 第 99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)

第 9 議 第100号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(所有権の移転)

第 10 議 第101号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、 事務局長補佐 佐藤 紀子、 農地主査 前山 律雄、

主任 米野 徳子、 主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきました

いと思います。よろしく申し上げます。

会長 登坂賢治

みなさん本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。

稲刈りのお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。もち米の品質も良好ということで、天候の回復と米価の回復を期待していきたいと思います。9月9日には農業者年金協会の先進地視察を実施し、寒河江市で研修をしてきました。農地のあっせんも始まりましたのでよろしく願いいたします。

本日も慎重審議賜りますようよろしく願いいたします。

(会長 登坂賢治は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 登坂賢治

それでは、ただ今より第22回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、20名であります。欠席届のあった委員は2番井上要一委員、12番内山雄次郎委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。18番星野廣志委員、21番大沼藤一委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに米野主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 登坂賢治

日程第4、報告第28号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

農地主査 前山律雄

資料の1ページをご覧ください。報告第28号、平成27年9月1日農用地利用権設定等調整

会議及び農地あっせん委員会審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

利用権の設定。8月再設定件数1件、田998㎡、畑2,673㎡。利用権設定合計1件、田998㎡、畑2,673㎡です。

なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第5、報告第29号、人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

3ページです。報告第29号 人・農地プラン検討会の結果報告について。

(別紙、朗読により説明)

議長 登坂賢治

本件は、報告案件ではありますが、ご質問ございますか。

(質問なし)

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 登坂賢治

日程第6、議第97号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

4ページをご覧ください。議第97号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は6件です。

(議第97号1番から6番について朗読により説明)

議長 登坂賢治

次に質問等について求めます。質問等ございますか。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第7、議第98号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

6ページをご覧ください。議第98号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第98号1番について朗読により説明)

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。  
番号1番について、21番大沼藤一委員より報告願います。

21番 大沼藤一委員

番号1番について、9月17日現地調査をしまりました。今回の申請は経営縮小、規模拡大により田を取得するものです。周辺の農地への影響はないと思われまます。宅地周辺の畑であり農地の状況からみて10a対価●●円は妥当と判断しまます。

議長 登坂賢治

番号1番について担当委員及び事務局の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

番号1番の件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第8、議第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について（賃貸借権の設定）を上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

7ページをご覧ください。議第99号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

（議第99号1番から3番について朗読により説明）

なお、本件について、いずれも申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番及び番号2番の件について、13番山田良一委員より報告願います。

13番 山田良一委員

番号1番について、9月14日現地調査をまいりました。本案件は農地の相続に伴い、離農、経営規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。宅地周辺の畑であり農地の状況からみて10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

番号2番について、9月20日現地確認をまいりました。本案件は農地の相続に伴い、離農、経営規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。宅地周辺の畑であり農地の状況からみて10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

次に番号3番の件について、本職より報告いたします。

番号3番について、9月17日現地調査をまいりました。本案件は農地の相続に伴い、離農、経営規模拡大するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。宅地周辺の田、畑であり農地の状況からみて田、10a当たり●●円、畑10a当たり●●円の賃借料は妥当と判断します。

議長 登坂賢治

事務局及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

（質問なし）

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第9、議第100号、農地法第5条の規定による許可申請(所有権の移転)に対する意見についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

9ページをご覧ください。議第100号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用にともなう所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第100号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について朗読により説明)

番号1番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は許可後すぐに着工し、平成27年11月10日で完了する計画です。中古車等置場ですので面積は妥当です。農地区分は農振農用地区域外(白地)で生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。資金については、資金借入れで賄う計画です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

番号2番について県知事に送付する意見の流れに沿って説明します。工事計画は許可後すぐに着工し、平成28年4月末日で完了する計画です。電気設備業経営に伴う車両、資材、残材を保管、管理するための資材置き場の整備ですので、面積は妥当です。農地区分は農振農用地区域外(白地)で第1種農地と判断されますが、代替地を検討したうえで、集落接続のある農地と判断されます。資金については、自己資金賄う計画です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 登坂賢治

次に担当農業委員より現地確認等の結果について、18番星野廣志委員より報告願います。

18番 星野廣志委員

番号1番について、平成27年9月16日、牛谷清海委員、大沼藤一委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請地は、農用地区域外(白地)の畑であります。申請人は輪業を営んでおり下取りの中古車、除雪機等の置き場が不足していることから農地を譲り受け転用するものです。周辺の農地への影響はないと思われます。

番号2番についても平成27年9月16日、牛谷清海委員、大沼藤一委員、私と事務局で現地

調査をしてきました。

申請地は、農用地区域外(白地)の畑であります。申請人は電気設備業を営んでおり下取りの中古車、除雪機等の置き場が不足していることから農地を譲り受け転用するものです。周辺の農地への影響はないと思われま。

議長 登坂賢治

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(意見なし)

無いようでありますので、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 登坂賢治

日程第10、議第101号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

農地主査 前山律雄

議第101号農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

10ページです。(議第101号本文及び11ページ整理番号6913番から6914番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 登坂賢治

ただいまの件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件について計画内容で承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することにいたします。

議長 登坂賢治

これをもって、第22回川西町農業委員会総会を閉会いたします。